

扶助、お互に各個の神業を皆夫々、神聖なる特有の職分として尊重しあふのである。各人の従事する職業には、貴賤の別ある事なく、何れも神聖なる特有性を發揮する事に於て超然たるものである。その超然の特有性が、しかも一體を構成してゐる有機的の各機關として、密接不離の活現たる事を充分に知らねばならぬのです。斯様な關係を以て、圓融的に大和の發動を爲して行く所に、君民共治の本義が、宿つてゐるのである。國と國との間柄の關係も、亦その通りであつて、各國夫々特に有性を持つてゐるのであつて、其の國々の使命天職を充分に發揮しつゝ、圓融大和の國際を繼續して行く上に、全世界平和の基礎が保たれて行くのである。或る一國が暴威を振つて、他の國を壓迫し、若くは侵略する等は、非常なる罪惡と謂はなければならぬのである。萬有の個々性が、無限の廣き舞台に於て、又斯く圓融大和の活現を爲してゐるのが、これ即ち「皇高天原界」であるのである。「皇高天原界」を縮少して、此處に「豊葦原水穗國」があり、「豊葦原水穗國」の中つ國として更に縮少されたものが「日本國」であるのである。故に「日本國」を擴充して「豊葦原水穗國」

に及ぶといふのは、侵略的に國土を領有する事でもなければ、壓迫的に服従を強いる譯でもなく、各國各土の天賦の特性を充分に發揮しつゝも、圓融大和の本來相を發現せしむるといふ意義に止まるのである。之を稱して「豊葦原水穗國の君民共治」といふのである。更にこの圓融大和の擴充が高天原全部に合致するまでに到れば、これを「皇高天原命一體」の「本來相」と名づくるのである。「大祓」祝詞は小潔齋中潔齋、大潔齋の三段になつてゐるが、小潔齋は日本國內部の君民共治の顯揚であり、中潔齋は全世界に於ける惟神道の顯示であり、大潔齋は高天原全部の本來相顯示といふ事になつてゐるのであります。天壤無窮の大神勅にはかゝる大日本國の大使命を藏してゐるのであります。我等は天祖の詔命に一意専心傾聽し、遵奉するの外はないのである。

#### 第四節 惟神之政施設の完備

日本國には「惟神之政」に對する諸種の要素が悉く備はつてゐるのである。「惟

神之政」の要素が悉く備はつてゐるのは「皇高天原命」の本國である立證であり且つ「惟神之政宣布」の根元國として、其の使命遂行の可能たる立證であるのである。「惟神之政宣布」は種々の施設を要するのであるが、其の施設が天爾に斯の國に傳へられ、歴代を通じて、絶わぬ行事となつてゐるのは驚畏すべき尊嚴と謂はねばならぬのである。一二の例を擧げて見れば「惟神之政宣布」の第一着として執行すべきは、先づ以て舊來の不純なる汚穢を潔齋して、清淨ならしむる事であればならぬ。然るに日本國には、

「大祓」神事といふ尊嚴なる祭事——

が傳へられてゐて「皇が朝廷を始め天下四方の國々に存在する罪といふ罪を祓ひ清め給ふ」神秘的祭事が行はれて來てゐるのである。「大祓」の神事は神劔の作法に則りて、本來相の顯示を立脚とする雄大なる「祓」の祭事であつて、教權の威力を現はす根本的なるものであるであります。既に「大祓」に祓ひ清められて、惟神之政の廣宣が歩を進め行くに連れて、

「新念祭」と申す祭事が執行されて——

時令の序に順ひ、年穀の豊饒を祈り、萬民至樂の基を開くべき行事が營まれて行くべきである。然るに日本國には其の行事が繼承されて現存してゐる以上——

春秋二季の皇靈祭を始め年中祭事の夫々の施設——

が完備せられてゐて、尊嚴極なき次第である。たゞ從來は日本國內の祭事行事とせられて居たものが「惟神之政宣布」の上からは、世界萬民の上に行はるべき祭事行事と成つて行つて、其の意義が擴大せられ、高天原本來相の復現に向ひ行くの差があるのみである。國內の祭事行事が世界的に擴充されて行く事が、即ち「惟神之政の廣宣」であり、本來相の闡明となるのである。日本國の使命は、主、師、親三徳の擴充あるのみにして、決して侵略的であり、好戰的であり、野蠻的ではないのである。「惟神之政宣布」並に惟神之政施行の祭事行事の己に具備されてゐる事の詳細は、今は精しく述べる違を持たないのであるが、此の事柄を拜知するだけでも日本國の肇國の宏遠なること、其使命天職の深厚なる所以が明になる次第であります

### 第五節 主師親三徳の擴充

主、師、親三徳の擴充といふ事は、これ「本來相の復現」といふ事に外ならぬのである。

主徳の擴充は皇位繼承に保證せられ。

師徳の擴充は大日本教宣布によりて大成せられ。

親徳の擴充は神統聯珠の顯昭によりて立證されて行くのである。

神武天皇宮殿御造營の詔勅に曰はく、

夫大人立レ制、義必隨レ時、苟有レ利民、何妨ニ聖造、且當披ニ拂山林、經ニ營宮

室、而 恭 臨ニ寶位、以鎮ニ元元、上則答ニ乾靈授國之徳、下則弘ニ皇孫養正之心、

然 後 兼ニ六合、以開ニ都、掩ニ八紘、而爲ニ宇、不ニ亦可ニ乎

と、これ皇國の偉大なる理想の御表現、これ日本建國の根本使命の御顯示と申すべきである。「乾靈授國之徳」に答ふべきは、歴聖の深き御心であらせられ、「皇孫養

正之心」を弘め給ふべきは、歴皇の重き御天職であらせらるゝのであります。

然後兼ニ六合、以開ニ都、掩ニ八紘、而爲ニ宇

は大日本教廣宣の自然の結果に外ならぬのであります。

「惟神之政」の御宣布は實に至仁至愛の御發露である。

ぞは實に主徳としての本來の顯正、親徳としての天爾の闡明、師徳としての一切萬

有救済の御發動であらせらるゝが故であります。聖書に、

「諸の島よ我前に默せ、諸の島は是を見て恐れ、地の極はおのゝきて寄り集

ひ來れり」(舊約イザヤ書第四十一章)

は、之れ祈念祭の祝詞に

「皇神の敷ます島の八十島は谷蟻のさわたる極み、塩沫の留る限り、狭き國は廣

く峻しき國は平けく島の八十島墜る事なく皇神の寄さし奉る」

の意義である。又

「末の日に至り——萬民河の如く之に歸せん。即ち衆多の民來りて言はん。いざ

我等エホバの山に登りヤコブの神の家に往かん、エホバ眞道を我等に教へて我等に其の道を歩ましめ給はん——彼衆多の民の間を鞠き、強き國を規戒め遠き所にまでも、然かし給ふべし。彼等其創を鋤に代へ、其の鎗を鎌に打代へ、國と國とは劔を擧げて相攻めず、又重ねて戦争を習はじ」(舊約迷加書第四章)

「豊葦原の水穂國を安國と平げく治ろしめせと事依さし奉りき。かく依さし奉りし國中に、荒ふる神等をば神間はし問はし給ひ、神拂ひ拂ひ給ひて、語問ひし磐根木根立、草の垣葉をも言止めて」

「神かれらの目の涙を悉く拭ひとり、復死あらせず、哀み哭き痛みある事なし。蓋は前の事すでに過ぎ去ればなり」(舊約黙示録第二十一章四節)

「皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪といふ罪はあらしと、祓

ひ給ひ清め給ふ」

と同一意義であるのである。斯く世界萬邦は「皇高天原命」の天治を冀ひ、一惟神之政の宣布を遠くより切望してゐるのである。萬民飢え渴が如くに待ち望みぬる所の大教義は、彼等の飢渴を醫するに充分であり、且つ彼等の豫想し得ざる程の偉大なるものであつて、萬神、萬生、萬有の本來相を實現せしめ給ふ所のものである事を知つた時、いかに萬衆の歡喜は絶頂に達する事であらう。又幾多の聖者が千辛萬苦を重ね、身を捧げ牛命を賂して、其成就を熱望した渠等の空竟目的が、斯くてのみ達し得らるゝ事を見た時に、幾多聖者がいかに之を歡喜し、之を讚美する事であらう。

第六節 惟神道宣布と國民の覺悟

惟神道宣布の意義は前に説くが如く深遠にして且つ偉大である。而して皇高天原命直系の現人神たる我が歴世の御聖皇が、申すも畏き御軫念を此上に注ぎ給へる

かは申すも畏き次第であつたのであります。特に天運順環の秋に當り、百度維新の御思召を以て明治天皇の下し給へる明治三年正月の祭政一致惟神道宣布の御詔勅の如きは、最も根本的なる大革新の御御慮に渡らせられ、本來相顯彰の第一着を示させ玉へるものと拜承せねばならぬのである。これ即ち「惟神道宣布」の御勅命であつて、肇國の根本的使命の御發揮と申すべきものであると拜承し奉る次第である。草神も爲めに耳を敬て之を謹聽し奉り、乾坤も爲めに容を正して之を奉戴し奉つた次第である。然るに、何たる不忠誠なことであつたのでせう。最も謹んで之を奉戴し奉り、最も力を盡くして之が宣布の任に當らねばならぬ國民が、一等冷淡なる態度で、この前古未曾有の偉大なる御詔勅をお受けしたといふのは、勿論宣教師の任に當つた人々に「惟神道」の本義が了得されて居なかつた爲めに、佛教始めの力強い教義に對して對抗する程の力に缺け、結局時機を俟つて其の宣揚をせなければならぬ自然の順序となつたものであらうが、御詔勅の下つてから今日まで五十年有余年間、その間殆ど國民は惟神道宣布の御詔勅の下つてゐる事すら忘れ盡くし

たかの如き状態で、過ぎて来たのは何たる畏れ多い事であつたらう。明治二十三年十月三十日「教育に關する勅語」を賜つた際も、それは全く道徳上の御訓諭とのみ拜承して、肇國宏遠、樹徳深厚の本元たる宗教的大意義をまで拜承するだけの皇典上の知識を具へてゐなかつた爲めに、克く忠に克く孝にと仰せられたる忠孝も、高天原神則の偉大深遠なる忠孝に觸れずして、今日に到るも尙ほ御聖旨に充分奉答し奉るの域に達せず、却つて世界混乱の影響は容赦なく我國にも襲來して、國民思想が漸次悪化し、危激の状態が歩一步進み來るのを見るの現狀にまで立ち到つてゐる次第である。明治天皇は惟神道廣宣の御聖慮を一刻寸時もお忘れなく日夜に御軫念遊ばされたることは、實に畏れ多く國民の感泣せなければならぬ事柄である。明治四十年十月戊申詔書を下し給ふた時も其の一節に「抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サバ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ、朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ」と仰せられてゐるので

あります。御製の中にも、惟神道廣宣の御聖慮の溢れてゐるのは數多くある事を拜承するのである。今や天運は更に一段の循環を加へ、大正維新、神政復古の機運が、天の一角に漲るを見るの秋である。思想紛乱その極に達した時こそ、轉機變軸の時に當るのである。國民は宿夢から醒めねばならぬ。而して、仰いで蒼天を凝視せよ、其處には輝く金色の文字以て、明治三年正月下し賜へる祭政一致億兆同心惟神道奉の御詔勅が録されてある事を見るであらう。何が故に生をこの世にうけしぞ、何が故に特に日本の國民として産れ得しぞと、百雷の轟くが如き大音聲を以て響き渉る神韻を聴くであらう。我等は奮起せねばならぬ。我等は蹶起せねばならぬ。而して舊來の陋習から脱却して天地の公道に基かねばならぬ、天地の公道とは「惟神道」の事である。惟神道を廣宣流布することが日本國民の根本的使命であるのである。日常の業務も詮ずれば、またこれ「惟神道廣宣」の意義に外ならぬ譯である。我等の「皇命」に捧げ奉る常祈禱、我等の常神樂我等の常禮拜が漸次擴充されて、地上を覆つて行く道程を稱して「惟神道流布」といふのである。至烈の信念は響の

如く他に傳はる譯である。祖先を通じて幾千年間「惟神道廣宣」の任務に盡し申さむとした祖先の念慮が、今や我が身の上に於て實行さるゝかと思へば、欣喜雀躍を禁する事が出来ない次第であり、永遠の子孫に我が廣宣の響きが傳はるかと思へば涙ぐまじき程の歡喜を覺えざるを得ない譯である。我等は誠心誠意「惟神道廣宣」にお盡し申す事によつて無始以來の皇恩の萬一に酬いる事も出来、また宣傳のひろがりだけ生命の範圍が廣まり、本來相の寂光が斯土に實現を見るのであつて、我等は永遠に至樂の國土に住する全く、自己の爲めであるのである。(畢り)

大正十五年二月廿五日印刷  
大正十五年二月廿八日發行

定價 金貳圓參拾錢  
(送料金十二錢)

不許  
複製

著者	重政春峰
發行者	大阪市東成區森町八十番地
印刷者	重政重職
	大阪市西區江戶堀北通三丁目八番地
	松井禎一郎
	大阪市西區江戶堀北通三丁目八番地
印刷所	松井號印刷所
	大阪市東成區森町八十番地
發行所	皇道宣布會

發賣所

神道叢書刊行會

大阪市東成區森町八十番地  
攝替口座大阪四〇二〇五番

# 近刊豫告

## 萬世一系論

重政春峰先生著

體裁 四六版總クロス金文字函入  
定價 未定

本書は萬世一系天壤無窮なる本義を明瞭にして我大日本國の使命を顯示した國民教科書である。先づ宇宙觀より説き起して、宇宙大本尊を嚴立し、萬神、萬生、萬有の歸住する所を定め、而して大本尊の御一系を哲學科學の兩方面より分析解説したのである。萬世一系は天皇の萬世一系であつて、又國民全體の萬世一系である。が故に、萬世一系天壤無窮なる思想は大和民族の有する最も卓越したる安心立命觀である。されば、宇宙大本尊より脈々繼承我等に至れる道程を、哲理上と歴史上とより知らんとするは國民の聲である。叫びである。天孫降臨の實義に至つては、今日の學界に於ては、明快なる解説は未だこれあらざるのである。本書によつて初めて、哲學と歴史的事實の一致したる天孫降臨以下の本義を解せよ

大阪東區森町十八番地

發行所 神道叢書刊行會

播磨座大版〇二〇番



終

